

国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院

D P C コーディング審査委員会規則

平成28年3月24日
規則第57号

(設置)

第1条 D P C制度への参加手続きについて(平成26年保医発0327第2号)に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院D P Cコーディング審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、適切な診断を含めた診断群分類の決定及び評価を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻(医学系)の臨床系又は病院所属の教員2名(内科系1名、外科系1名)
- (2) 保険医療管理部長
- (3) 薬剤部長
- (4) 医療情報部長
- (5) 看護部長
- (6) 保険医療管理部副部長
- (7) 臨床栄養部副部長(管理栄養士)
- (8) 検査部臨床検査技師長
- (9) 診療放射線技師長
- (10) 医事課長
- (11) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第1号及び第10号の委員は、病院長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 前条2項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 適切な診断を含めた診断群分類の決定及び評価を行うこと。
- (2) その他診断群分類の決定及び評価等に関すること。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、第3条第1項の委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、委員長の指名するものがその職務を代行する。

(議事)

- 第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 2 第3条第1項第2号から第10号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。
 - 3 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

- 第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、医学部附属病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

- 第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(その他)

- 第11条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日に施行する。

附 則 (平成30年9月28日規則第95号)

この規則は、平成30年9月28日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則 (令和2年5月13日規則第60号)

この規則は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。